

令和3年2月22日

## 令和3年第2回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、11番：川満広紀委員、12番：久保弘美委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に  
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は9件でございます。  
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のお  
り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして  
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、仲原公民館の東側1.5mに位置し、譲受人はこれまで小作していましたが、今回所有権移転して農業経営の開始でサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は中休み交差点から北側に位置し、譲受人は申請地が自分の土地に隣接していて、今回一帯利用と言うことでの所有権移転してのサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

**國仲委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古空港前信号機から上野方面向け700mに位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA 城辺支店から北側600mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、旧下地 JA 畜産センターの東側200mに位置し、構造改善事業で実施した場所で、譲受人と譲渡人との交換移転での申請であります。

**議長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、徳州会病院から久貝・松原集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有して、家族経営でサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の西側200mに位置し、譲受人は機械等も所有して家族経営でサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

**嵩原推進委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は、来間離島促進センターから西側100mに位置し、譲受人は機械等も所有しての菜園農家であります。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に、議案第2号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、6件でございます。受付番号10番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番から15番は、別紙参考資料10ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は、下地ツノジから南側500mに位置し、譲受人はおじさんと一緒に農業経営でサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号11番の説明をいたします。場所は、腰原の佐川急便の東側、松ヶ原ゴルフ場の北側、JTA ドームの南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビと野菜作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号12番の説明をいたします。場所は松原集落から松ヶ原ゴルフ場向けに位置し、譲受人は機械等も所有してのかぼちゃ作栽培です。

議 長： 次に受付番号13番から15番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局に  
お願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号13番の説明をいたします。場所は新城の東側の土地改良区に位置し、  
譲受人は機械等も所有しての採草地管理です。

受付番号14番の説明をいたします。場所は新城の東側の土地改良区に位置し、  
譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号15番の説明をいたします。場所は新城の東側の土地改良区に位置し、  
譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号中「農地法第3条の  
規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号10番から15番につ  
いて、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）につ  
いて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は13件でございます。  
受付番号16番から28番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から28番は、別紙参考資料16ページから28ページの調査  
書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号16番から28番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番から4番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、17件でございます。  
受付番号1番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、川満団地の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、大嶺公民館の南側200mに位置し、譲受人はマンゴー栽培農家です。

議 長： 次に受付番号3番から17番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

**砂川事務局：**

受付番号3番の説明をいたします。説明に関しては参考資料等参照して説明いたします。場所は、宮古空港の東側に位置しています。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古空港の東側の細竹公民館の隣に位置しています。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、長間公民館の北西に位置しています。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、仲原公民館の西側に位置しています。

受付番号7番の説明をいたします。場所は、伊良部浄水場の南側に位置しています。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、西東公民館の南側に位置しています。

受付番号9番の説明をいたします。場所は、仲原公民館の西側に位置しています。

受付番号10番の説明をいたします。場所は、仲原公民館の西側に位置しています。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、西東公民館の東側に位置しています。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、16番・長濱国博委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

#### 《 16番委員退室 》

**議長：** 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。 はい、4番委員

**仲里委員：**

受付番号6番から11番までの備考欄にあります、集積計画一括方式の説明をお願いします。

**砂川事務局：**

この集積計画一括方式の意味は、沖縄県農業機構に貸付した後に機構から耕作者に対して集積と配分を行い、賃貸期間が短縮され、利用されるということです。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。では、16番委員の入室・着席を認めます。

#### 《 16番委員着席 》

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。  
受付番号1番と2番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、川満集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野資源リサイクルセンターの南側（鉄骨ハウス）200mに位置し、譲受人はバナナ作栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

**喜屋武委員：**

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年2月8日に9番・國仲委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村主事、仲間さんの7名で、日程として午前10時から午後3時まで現地調査を行い、午後3時5分から4時20分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、2月15日の内部審査会の結果、4条申請4件、5条申請10件合計14件の調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

**喜屋武委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松集落の松原団地の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団10ha以上の規模の一団農地、既存施設の例外規定と判断しました。

**議長：** ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、市営仲地団地の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野線の咲美弁当の裏側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、段差・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、増原集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野線の三光ソフラン株式会社の建物（住宅）の東側に位置し、一棟の計画を2棟にする計画変更申請です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、平成の森公園の近辺のていだの郷内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、高千穂集落の金城陶芸の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 8 番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、久松小学校敷地の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地、病院・診療所・その他の医療事業の用に供する施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、受付番号 4 番と 5 番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号 4 番と 5 番の説明をいたします。場所は、新北保育園の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・公共施設等に囲まれた周辺農地、10ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番と 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、大浦船だまりの横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・段差等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、大米給油所の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地、10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、パイナガマの海空すこやか公園の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地、10 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、宮原集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

國仲委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は家畜競り市場の近辺に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第9議案第8号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮原北増原地域の市道野原越19号線に位置し、道路整備で道路を挟んで残地として残り、農地として利用できる状態でなく長年雑種地としている。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第10議案第9号、「別段の面積（下限面積）の設定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

別段の面積（下限面積）の設定について、改正農地法（平成21年12月施行）により、農業委員会は、毎年、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議する必要があるため、次のとおり提出する。

**【設定】**

現行の別段の面積（下限面積）50アールの変更は行わない。

### 【設定の根拠】

- (1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について  
2020農林業センサスで、50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割以上を占めるため
- (2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について  
令和元年の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は2.52%と低い現状であるため

### 【別段の面積の基準】

1. 農業委員会が定めようとする別段の面積は、50アール未満の農家が管内全農家の4割以上いるかどうか。
2. 当該設定区域に現に耕作の目的に供されておらず、耕作放棄地が相当数存在しているかどうか。

以上を踏まえて、今後1年間の下限面積を下記のとおり設定することを提案します。

- ① 現行の下限面積50アールを変更しない。
- ② 下限面積未満でしか取得・貸借できない者からの申請については、原則として認定農業者もしくは認定新規就農者になっていることを条件に総会に上程する。
- ③ 認定農業者・認定新規就農者になっていない者からの申請については、申請者の農業経験、経営品目、現地調査を行った委員の意見等を踏まえて総会前の内部審査会に諮り、許可相当と判断された場合に限り総会に上程する。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

はい、12番委員

**久保委員：**

宮古島市の認定農業者は50アール以上の農地がないと、認定農家とは認められないとのことですが、農政課に問い合わせたら、土地が50アール以上なければ認定農家になりませんと言われました。認定農業者に対しての農地面積を50アール未満に設定することは出来ないのでしょうか。

伊良部事務局：

下限面積の設定に関しては、令和2年度に沖縄県の基本構想が更新される予定でありましたが、全国的なコロナウイルス関係で沖縄県としても基本構想が出来なくなり、宮古島市農政課も新たな基本構想を更新できなくて、新たな基本構想を更新して合致するような指標を作れないか検討中であります。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第9号「別段の面積（下限面積）の設定について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（ 委員会規則に基づく発言等 ）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第2回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年2月22日（月）

会	長	芳	山	辰	巳
1 1	番委員	川	満	広	紀
1 2	番委員	久	保	弘	美